

○院長権限とされている事項の専決処理について（昭和45年12月18日会計検査院長）

改正 昭和47年2月3日、56年1月1日、58年5月18日、59年4月11日、60年4月6日、61年1月1日、4月5日、62年5月21日、平成元年4月1日、2年6月8日、6年9月1日、8年1月1日、9年4月1日、12年7月3日、12月5日、13年4月19日、7月17日、14年2月28日、5月14日、16年3月11日、17年4月1日、18年11月21日、19年3月22日、20年3月19日、21年3月24日、10月1日、23年4月1日、24年3月27日、25年9月5日、11月26日、26年1月1日、3月20日、5月30日、9月29日、27年2月24日、5月12日、28年3月30日、29年4月1日、5月30日、6月27日、30年3月29日、31年3月26日、令和元年7月31日、12月16日

別表の各事項は、それぞれ同表の「専決者」の欄に掲げる者が専決処理することとする。ただし、特に重要なもの又は異例に属するものについてはこの限りでない。

別表

事 項	専 決 者
1 予算決算関係 (1) 財政法第20条第2項の規定に基づく予定経費要求書等の作成及び送付 (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書の作成及び送付 (3) 財政法第33条第1項ただし書又は同条第2項の規定に基づく予算の移用又は流用の承認の申請 (4) 財政法第34条第1項の規定に基づく支払計画の作成及び承認の申請 (5) 財政法第35条第2項の規定に基づく予備費要求調書の作成及び送付 (6) 財政法第36条第1項の規定に基づく予備費使用調書の作成及び送付 (7) 財政法第37条第1項の規定に基づく歳入歳出決算報告書等の作成及び送付 (8) 財政法第43条第1項の規定に基づく繰越の承認の申請 (9) 財政法第43条第3項の規定に基づく繰越の通知 (10) 財政法第43条の3の規定に基づく繰越明許費の翌年度にわたる債務負担の承認の申請	会 計 課 長 会 計 課 長 事 務 総 長 会 計 課 長 事 務 総 長 会 計 課 長 事 務 総 長 事 務 総 長 会 計 課 長 事 務 総 長

2	歳入関係	
(1)	歳入の徴収又は歳出の支出に関する事務を委任する場合における協議について（昭和45年歳計第1122号。以下「歳計第1122号」という。）第4項に基づく歳入徴収官の年度中異動状況及び年度末状況の財務大臣への通知	会計課長
(2)	予決令第37条の規定に基づく徴収総報告書の作成及び送付	会計課長
3	支出負担行為関係	
(1)	歳計第1122号第4項に基づく支出負担行為担当官の年度中異動状況及び年度末状況の財務大臣への通知	会計課長
(2)	予決令第38条第2項及び第139条の2第4項の規定に基づく支出負担行為に関する事務の委任等の通知	会計課長
(3)	予決令第39条第2項及び第3項の規定に基づく支出負担行為計画及びその変更等の示達並びに予決令第39条第4項の規定に基づく通知	会計課長
4	支出関係	
(1)	歳計第1122号第4項に基づく支出官の年度中異動状況及び年度末状況の財務大臣への通知	会計課長
(2)	予決令第40条第3項及び第139条の2第4項の規定に基づく支出に関する事務の委任等の通知	会計課長
(3)	予決令第41条第2項及び第3項の規定に基づく支払計画及びその変更等の示達並びに予決令第41条第4項の規定に基づく通知	会計課長
(4)	予決令第57条ただし書及び予算決算及び会計令臨時特例第4条の規定に基づく前金払の協議	会計課長
(5)	予決令第58条ただし書及び予算決算及び会計令臨時特例第4条の規定に基づく概算払の協議	会計課長
(6)	予決令第65条の規定に基づく支出総報告書の作成及び送付	会計課長
5	国家公務員共済組合負担金関係	
(1)	国家公務員共済組合負担金に関する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく交付決定、額の確定等及びその通知	会計課長
6	契約関係	
(1)	予決令第85条の規定に基づく基準の作成	事務総長
(2)	予決令第96条第2項の規定に基づく指名基準の通知	事務総長
(3)	予決令第102条第2項の規定に基づく競争に参加させないことができる者の認定及び書面の送付	事務総長
(4)	予決令第102条の3の規定に基づく競争参加者の資格	事務総長

設定等の協議	
(5) 予決令第102条の4又は国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条の規定に基づく指名競争等によろうとする場合の協議	事務総長
(6) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令第11条の規定に基づく統計の作成及び送付	会計課長
(7) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣との協議	会計課長
(8) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第5条第1項及び第3項の規定に基づく中小企業者に関する契約の方針の作成及び公表	会計課長
(9) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第6条第1項の規定に基づく中小企業者との間でした契約の実績の概要の経済産業大臣への通知	会計課長
(10) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣との協議	会計課長
(11) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第1項及び第3項の規定に基づく環境物品等の調達方針の作成及び公表	会計課長
(12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づく環境物品等の調達実績の概要の公表及び通知	会計課長
(13) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条第7項において準用する同条第4項の規定に基づく環境大臣との協議	会計課長
(14) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要の公表及び通知	会計課長
(15) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第5条第5項において準用する同条第3項の規定に基づく厚生労働大臣との協議	会計課長
(16) 障害者優先調達推進法第6条第1項及び第3項の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び公表	会計課長
(17) 障害者優先調達推進法第7条第1項の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要の公表及び通知	会計課長

7	債権関係	
	(1) 国の債権の管理等に関する法律第39条の規定に基づく債権現在額報告書の作成及び送付	事務総長
8	物品関係	
	(1) 物品管理法施行令第21条第3号の規定に基づく異なる会計間における管理換を有償としない場合の指定	事務総長
	(2) 物品管理法第32条の規定に基づく物品の亡失又は損傷等の通知	事務総長
	(3) 物品管理法第37条の規定に基づく物品増減及び現在額報告書の作成及び送付	事務総長
	(4) 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令第1項第3号及び第2項ただし書の規定に基づく財務大臣に対する協議	事務総長
9	国有財産関係	
	(1) 国有財産法第33条第1項の規定に基づく国有財産増減及び現在額報告書の作成及び送付	事務総長
	(2) 国有財産法第35条第1項の規定に基づく国有財産見込現在額報告書の作成及び送付	事務総長
	(3) 国有財産法第36条第1項の規定に基づく国有財産無償貸付状況報告書の作成及び送付	事務総長
	(4) その他国有財産法又は国有財産特別措置法の規定に基づく財務大臣等に対する協議、通知等（会計課長に委任した事項を除く。）	事務総長
	(5) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条の規定に基づく庁舎等使用現況及び見込報告書等の作成及び送付	事務総長
	(6) 官公庁施設の建設等に関する法律第9条第1項の規定に基づく営繕計画書の作成及び送付	事務総長
	(7) 官公庁施設の建設等に関する法律第10条第2項の規定に基づく国土交通大臣との協議	会計課長
10	宿舎関係	
	(1) 国家公務員宿舎法（以下「宿舎法」という。）第6条第2項並びに国家公務員宿舎法施行規則第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく住宅事情に関する資料の提出等（厚生管理官に委任した事項を除く。）	事務総長
	(2) 宿舎法第8条の2第1項の規定に基づく宿舎設置に関する要求書の作成及び提出	事務総長
	(3) 宿舎法第8条の2第3項の規定に基づく宿舎設置の変更要求（厚生管理官に委任した事項を除く。）	事務総長
11	旅費関係	

(1) 国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）第2条第2項の規定に基づく職務の定め	事務総長
(2) 旅費法第4条第1項第1号の規定に基づく会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員並びに会計検査院退職手当審査会の委員及び臨時委員に係る旅行命令	事務総長
(3) 旅費法第15条の規定に基づく証人等に支給する旅費の定め（旅費法第3条第4項の規定により支給する旅費に係るものに限る。）	事務総長
(4) 旅費法第26条第2項の規定に基づく日額旅費の額等の定め	事務総長
(5) 旅費法第27条第1号の規定に基づく在勤地内旅行の日当の額の定め	事務総長
(6) 旅費法第46条の規定に基づく旅費の調整	事務総長
1 2 任免給与関係	
(1) 人事院規則8-12（職員の任免）、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則11-9（定年退職者等の再任用）及び人事院規則24-0（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の規定に基づき人事院に提出する院長名の申請書、通知書等の作成及び送付	事務総長
(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第1項及び第40条第1項の規定に基づく厚生労働大臣への通報	事務総長
(3) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく書類、報告書等の人事院への提出	事務総長
(4) 任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企一590）に基づく申請書、報告書等の人事院への提出	事務総長
(5) 会計検査院共済組合定款第8条第2項及び第12条第1項の規定に基づく運営審議会の委員、幹事及び書記の任命	事務総長
(6) 一般職の職員の給与に関する法律第8条第3項の規定に基づく事務総局職員（室長又はこれと同等以上の官職の職員及び秘書官を除く。）の級の決定	事務総長
(7) 一般職の職員の給与に関する法律第8条第4項から第8項までの規定に基づく事務総局職員の号俸等の決定	事務総長
(8) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第2項の規定に基づく事務総局職員の号俸の決定	事務総長
1 3 人事評価関係	
(1) 人事評価の基準、方法等に関する政令第1条第3項に規定する人事評価実施規程の軽微な変更（人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令第1条第1号に規定する変更の	事務総長

<p>うち組織の名称の変更若しくは実施権者が事務総局職員である場合の評価者若しくは調整者の指定の変更、同条第2号に規定する変更のうち官職の名称の変更又は同条第3号に規定する変更に限る。) 及び当該変更の内閣総理大臣への報告</p>	
<p>1 4 福利厚生関係</p>	
<p>(1) 国家公務員法第73条第1項の規定に基づく職員の勤務能率の発揮及び増進のための計画の実施状況についての内閣総理大臣に対する報告</p>	事務総長
<p>(2) 確定拠出年金法施行規則第39条第2項第2号ロからホまでに規定する事業主の証明書に関すること</p>	厚生管理官
<p>(3) 健康保険法及び健康保険法施行規則に基づく届出</p>	厚生管理官
<p>(4) 健康保険法施行規則第50条第2項の規定に基づく被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出</p>	厚生管理官
<p>(5) 厚生年金保険法及び厚生年金保険法施行規則に基づく届出</p>	厚生管理官
<p>(6) 医療法第7条第2項の規定に基づく診療所に係る変更事項の許可の申請及び医療法施行令第4条の2第2項の規定に基づく診療所に係る変更事項の届出</p>	事務総長
<p>1 5 服務関係</p>	
<p>(1) 職員の退職管理に関する政令第26条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国家公務員法第106条の23第1項の規定による再就職の届出をした者が当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなったときの届出の内閣総理大臣への送付</p>	事務総長
<p>(2) 国家公務員法第106条の24第1項並びに職員の退職管理に関する政令第29条第2項において準用する同令第26条第2項及び第3項の規定に基づく事前の再就職の届出等の内閣総理大臣への送付</p>	事務総長
<p>(3) 国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく事後の再就職の届出の内閣総理大臣への送付</p>	事務総長
<p>(4) 国家公務員倫理法第6条第1項及び第2項の規定に基づく贈与等報告書の受理及びその写しの送付</p>	事務総長
<p>(5) 国家公務員倫理法第7条第1項及び第2項の規定に基づく株取引等報告書の受理及びその写しの送付</p>	事務総長
<p>(6) 国家公務員倫理法第8条第1項及び第3項の規定に基づく所得等報告書等の受理及びその写しの送付</p>	事務総長
<p>(7) 国家公務員倫理法第9条第1項及び第2項の規定に基づく報告書の保存及び閲覧の請求を受けること</p>	事務総長
<p>1 6 早期退職募集関係</p>	

<p>(1) 国家公務員退職手当法（以下「退手法」という。）第8条の2第1項の規定に基づく定年前に退職する意思を有する事務総局職員（以下この項において「職員」という。）の募集（以下「早期退職募集」という。）</p>	事務総長
<p>(2) 退手法第8条の2第2項の規定に基づく募集実施要項の作成及び早期退職募集の対象となるべき職員に対する周知</p>	事務総長
<p>(3) 退手法第8条の2第5項の規定に基づく応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「早期退職の認定」という。）をすること又はしないことのうち室長又はこれと同等以上の官職の職員及び秘書官を除く職員に係るもの</p>	事務総長
<p>(4) 退手法第8条の2第5項ただし書の規定に基づく早期退職の認定をする職員数を制限するために必要な方法の定め及び早期退職募集の対象となるべき職員に対する周知</p>	事務総長
<p>(5) 退手法第8条の2第6項の規定に基づく応募をした職員（以下「応募者」という。）に対する早期退職の認定に関する通知</p>	事務総長
<p>(6) 退手法第8条の2第7項の規定に基づく退職すべき期日の定め及び早期退職の認定をした旨を通知した応募者に対する通知</p>	事務総長
<p>(7) 退手法第8条の2第9項の規定に基づく内閣総理大臣に対する募集実施要項の送付及び早期退職の認定を受けた応募者（以下「認定応募者」という。）の数の報告</p>	事務総長
<p>(8) 国家公務員退職手当法施行令（以下「退手法施行令」という。）第9条の7第1項の規定に基づく早期退職募集の期間の延長及び同条第2項の規定に基づく周知</p>	事務総長
<p>(9) 退手法施行令第9条の7第4項の規定に基づく早期退職募集の期間が満了した旨の周知</p>	事務総長
<p>(10) 退手法施行令第9条の8第1項の規定に基づく退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに関する認定応募者に対する理由等の明示、当該認定応募者から同意を得ること及び当該認定応募者に係る退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ並びに同条第2項の規定に基づく認定応募者に対する新たに定めた退職すべき期日の通知</p>	事務総長
17 審査請求関係	
<p>(1) 行政不服審査法に基づく審査請求に関すること（同法第45条から第49条までの規定に基づく裁決を除く。）</p>	事務総長
<p>(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第19条第1項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護</p>	事務総長

法」という。)第43条第1項の規定に基づく審査会への諮問の事務に関すること	
(3) 情報公開法第19条第2項及び個人情報保護法第43条第2項の規定に基づく諮問をした旨の通知	事務総長
(4) 情報公開法第20条第1項及び個人情報保護法第44条第1項の規定に基づく第三者からの審査請求を棄却する裁決等をした旨の通知	事務総長
(5) 会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第3章の規定に基づく審査会に対する意見書の提出等に関すること	事務総長
(6) 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則第4条又は第5条の規定に基づく申出又は意見聴取に対する回答	事務総長
18 情報公開関係	
(1) 情報公開法第23条第1項の規定に基づく総務大臣への報告	事務総長
(2) 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づく指定又は定め(情報公開法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等に係るものに限る。)	事務総長
19 個人情報保護関係	
(1) 個人情報保護法第49条第1項の規定に基づく総務大臣への報告	事務総長
(2) 個人情報保護法第51条の4の規定に基づく個人情報保護委員会への報告	事務総長
(3) 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づく指定又は定め(個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令に規定する手続等に係るものに限る。)	事務総長
20 文書管理関係	
(1) 公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第1項から第4項までの規定に基づく行政文書ファイル等の整理	付表のとおり
(2) 公文書管理法第5条第5項の規定に基づく行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置の定め	次 長
(3) 公文書管理法第6条第1項の規定に基づく行政文書ファイル等の保存	付表のとおり
(4) 公文書管理法第7条第1項の規定に基づく行政文書ファイル管理簿への記載	付表のとおり
(5) 公文書等の管理に関する法律施行令(以下「公文書管理法施行令」という。)第11条第2項及び公文書管理法第	次 長

7条第2項の規定に基づく行政文書ファイル管理簿の調製及び公表	
(6) 公文書管理法施行令第13条の規定に基づく行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の官報公示	法規課長
(7) 公文書管理法第8条第1項の規定に基づく行政文書ファイル等の独立行政法人国立公文書館への移管又は廃棄及び同条第3項の規定に基づく意見の提出	次長
(8) 公文書管理法第9条第1項の規定に基づく内閣総理大臣への報告	次長
(9) 公文書管理法第10条第4項の規定に基づく行政文書の管理に関する定め公表	法規課長
(10) 公文書管理法第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用の請求（公文書管理法第24条に規定する場合に限る。）	次長
(11) 公文書管理法第18条第3項の規定に基づく意見書の提出	次長
(12) 公文書管理法第33条第1項の規定に基づく組織の見直しに伴う行政文書の適正な管理のための措置を講ずること	次長
21 その他	
(1) 国立国会図書館法第17条第1号の規定に基づく同意	事務総長
(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第83条第3項の規定に基づく民間資金等活用事業推進会議との協議	会計課長
(3) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第6条の規定に基づく所掌事務に係る環境配慮等の状況の公表	会計課長
(4) 経済センサス基礎調査規則第14条第2項の規定に基づく調査票の総務大臣への提出	人事課長
(5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第7条第2項第4号の規定に基づく公共建築物における木材の利用の促進のための計画の作成（変更する場合を含む。）	会計課長
(6) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第7条第5項の規定に基づく農林水産大臣及び国土交通大臣との協議	会計課長

付表

権限又は事務の区分	専決者
-----------	-----

<p>1 官房の各課、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官又は能力開発官付研修室に係るもの</p>	<p>課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官又は能力開発官付研修室長</p>
<p>2 各局の各課、各上席調査官又は監理官に係るもの</p>	<p>課長、上席調査官又は監理官</p>